

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和3年2月4日(2021.2.4)

【公表番号】特表2020-502304(P2020-502304A)

【公表日】令和2年1月23日(2020.1.23)

【年通号数】公開・登録公報2020-003

【出願番号】特願2019-527183(P2019-527183)

【国際特許分類】

C 08 L 101/00 (2006.01)

C 01 B 39/48 (2006.01)

C 08 L 101/14 (2006.01)

C 08 L 1/00 (2006.01)

C 08 K 3/34 (2006.01)

C 08 K 3/36 (2006.01)

【F I】

C 08 L 101/00

C 01 B 39/48

C 08 L 101/14

C 08 L 1/00

C 08 K 3/34

C 08 K 3/36

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月17日(2020.12.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

前記酸処理された骨格型MWWを有するチタン含有ゼオライト材料を(i i . 2)による前記水性懸濁液の前記液相から分離することが、前記酸処理された骨格型MWWを有するチタン含有ゼオライト材料を、好ましくは100～250の範囲の、好ましくは110～200の範囲の、より好ましくは120～160の範囲のガス雰囲気の温度のガス雰囲気中で、乾燥することを含み、さらに、前記乾燥した酸処理された骨格型MWWを有するチタン含有ゼオライト材料をか焼すること、好ましくは前記乾燥した酸処理された骨格型MWWを有するチタン含有ゼオライト材料を400～800の範囲の、より好ましくは500～750の範囲の、より好ましくは600～700の範囲のガス雰囲気の温度のガス雰囲気中でか焼することを含む、請求項2から6のいずれか一項に記載の使用方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項8】

前記プロセスが、
(i i i) (i i)による前記酸処理された骨格型MWWを有するチタン含有ゼオライト材料に亜鉛を組み込む工程をさらに含み、

(i i i)において、前記亜鉛の組み込みが、好ましくは、

(i i i . 1) 水及び溶解した亜鉛塩を含む水性液相、並びに、前記酸処理された骨格型 M W W を有するチタン含有ゼオライト材料を含む水性懸濁液を製造することと；

(i i i . 2) (i i i . 1)による前記水性懸濁液を加熱することと；

(i i i . 3) 前記酸処理された骨格型 M W W を有し、かつ亜鉛を含むチタン含有ゼオライト材料を (i i i . 2)による前記水性懸濁液の前記液相から分離することとを含み；

(i i i . 1)による前記水性懸濁液において、元素亜鉛として計算された前記溶解した亜鉛塩の、前記酸処理された骨格型 M W W を有するチタン含有ゼオライト材料に対する質量比が、0 . 0 1 : 1 ~ 0 . 2 : 1 の範囲、好ましくは 0 . 0 2 : 1 ~ 0 . 1 : 1 の範囲、より好ましくは 0 . 0 4 : 1 ~ 0 . 0 6 : 1 の範囲にあり；

(i i i . 2)において、(i i i . 1)による前記水性懸濁液を、6 5 ~ 1 3 5 の範囲の、好ましくは 7 5 ~ 1 2 5 の範囲の、より好ましくは 8 5 ~ 1 1 5 の範囲の前記懸濁液の温度に加熱し；

前記酸処理された骨格型 M W W を有し、かつ亜鉛を含むチタン含有ゼオライト材料を (i i i . 2)による前記水性懸濁液の前記液相から分離することが、前記酸処理された骨格型 M W W を有し、かつ亜鉛を含むチタン含有ゼオライト材料を、好ましくは 1 0 0 ~ 3 0 0 の範囲の、好ましくは 1 5 0 ~ 2 7 5 の範囲の、より好ましくは 2 0 0 ~ 2 5 0 の範囲の前記ガス雰囲気の温度でのガス雰囲気中で、乾燥することを含み、さらに、前記酸処理された骨格型 M W W を有し、かつ亜鉛を含むチタン含有ゼオライト材料をか焼すること、好ましくは前記乾燥した酸処理された骨格型 M W W を有し、且つ亜鉛を含むチタン含有ゼオライト材料を、好ましくは 5 0 0 ~ 7 2 5 の範囲の、より好ましくは 6 0 0 ~ 7 0 0 の範囲の、より好ましくは 6 2 5 ~ 6 5 7 の範囲のガス雰囲気の温度のガス雰囲気中でか焼することを含む、請求項 2 から 7 のいずれか一項に記載の使用方法。